

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
にたるときは、そ  
の翌日)

◇告 示 肥料の登録の有効期間の更新  
保安林の指定の解除

土地改良事業計画の適否の決定

土地の用途廃止

◇正 誤 昭和四十五年十一月鳥取県告示第七百三十二号中訂正

## 告示

鳥取県告示第七百四十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に  
基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項  
の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所 及び氏名
鳥取県 第三五〇号	マンガン、ほう 素、有機入り梨 完全複合	窒素 全量 九・〇 うち アンモニニア性窒素 六・三 りん酸 全量 七・〇 うち 可溶性りん酸 五・〇 うち 水溶性りん酸 四・五 加里 全量 七・〇 うち 水溶性加里 六・八 うち く溶性マンガン 一・〇 く溶性ほう素 〇・四	倉吉市越殿町 一四〇八番地 倉吉市農業協同組合 組合長理事 八田隆利

鳥取県告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字中名馬山二六一の一四、二六一の一七

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十九号

昭和四十五年十月七日付で境港市長から申請のあつた土地改良（川中井川地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十号

昭和四十五年十月十六日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（上中

谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十一号

昭和四十五年九月一日付で東伯町長から申請のあった土地改良(三保地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所  
東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十二号

昭和四十五年九月一日付で東伯町長から申請のあった土地改良(野井倉地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所  
東伯町役場

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十三号

昭和四十五年九月一日付で東伯町長から申請のあった土地改良(西峯地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十日から二十日

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月四日から用途

止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

場 所 (平方メートル) 用途

鳥取市滝山字越塚ノ下四四三番地先	一〇七・八三	道路敷
四五一番地先から	二・三・四五	"
四五二ノ一番地先まで	三・八・六六	水路敷
四四三番地先	一二九・八九	"
四四二ノ一二番地先から	二九・九三	"
四四六番地先まで	二七・九九	"
四五〇番地先から	一二・二五	堤塘敷
四五三番地先まで		
四五四ノ五番地先		
四五〇番地先		

鳥取県告示第七百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月四日から用途止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

場 所 (平方メートル) 用途

倉吉市住吉町字中通一五九ノ五九番地先	四九・一五	水路敷
--------------------	-------	-----

鳥取県告示第七百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月六日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市湖山町字大伏一、二二六ノ一〇五番地先		八六・四〇	水路敷

鳥取県告示第七百五十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月六日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市湯所町二丁目三六七番地先から三七一番地先まで		四六・八〇	水路敷

鳥取県告示第七百五十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月六日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市里仁字片不毛二九ノ一番地先		七五・四八	水路敷

鳥取県告示第七百五十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月九日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

場	所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡会見町大字天万字渡辺八九九番地先		二四・三九	道路敷

鳥取県告示第七百六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月十二日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

場	所	(平方メートル) 積	用途
気高郡青谷町大字青谷字二反草四、二八八番地先	四、二九五ノ一番	六五・一四	道路敷
地先まで			
から	四、二八五番地先	一五九・五〇	〃
地先まで	四、二八一ノ一番		
から	四、二八八番地先		
地先まで	四、二九五ノ一番	一六一・三五	水路敷

鳥取県告示第七百六十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月十二日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎 正 幸

場	所	(平方メートル) 積	用途
倉吉市穴沢字立石一八三ノ一〇番地先から	一八三ノ二番地先まで	五八・七二	水路敷

正 誤

昭和四十五年十一月鳥取県告示第七百三十二号(昭和四十五年鳥取県工業統計調査要綱について) 中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 終わりから六 十二月 二月

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

県

取

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】